

告 訴 状

令和5年11月13日

山口地方検察庁下関支部長 殿

〒751-0844 下関市新垢田西町3-1-F303号

電 話 083-252-4013

告訴人

金 山 三 郎



〒750-0006 山口県下関市南部町1-1

被告訴人 前田 晋太郎

被告訴人による下記行為は、地方公務員法第6-0条第1号違反に該当すると思料するので、嚴重に処罰されたく告訴する。

第1 告訴事実1 (株式会社栄伸の平成20年度産業廃棄物管理票に対する規制権限の不行使)

被告訴人は、下関市長として、同市の市政活動全般を統括するものであるが、平成19年12月10日に、株式会社栄伸(山口県下関市長府扇町4-46)が、山口合同ガス株式会社北営業所及び西日本液化ガス株式会社下関支店北供給所と称するガス供給施設上部の解体工事を行ったという事実が平成20年度産業廃棄物管理票に記載されていないのであるから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第12条の3第1項所定の記載事項を欠くものとして同法第19条の5第1項第3号イロに基づき、支障の除去を求

める措置命令をすべきであるにもかかわらず、これを怠った。上記規制権限不行使は地方公務員法第60条第1号違反に該当する。

第2 告訴事実2（株式会社シモケンの平成20年度および平成21年度産業廃棄物管理票に対する規制権限の不行使）

被告訴人は、下関市長として、同市の市政活動全般を統括するものであるが、株式会社シモケン（下関市棕野町三丁目18-1）は、平成20年4月15日から平成21年2月26日を工期としてハローデイ綾羅木店（山口県下関市古屋町1丁目11-1）の新築工事を行っているのであるから、本来であれば平成21年度産業廃棄物管理票に同事実を記載すべきであるところ、実際には平成20年度産業廃棄物管理票に同事実が記載されているのであるから、廃掃法第12条の3第1項所定の記載事項を欠くものとして同法第19条の5第1項第3号イロに基づき、支障の除去を求める措置命令をすべきであるにもかかわらず、これを怠った。上記規制権限不行使は地方公務員法第60条第1号違反に該当する。

第3 告訴事実3（不法投棄に対する規制権限の不行使）

被告訴人は、下関市長として、同市の市政活動全般を統括するものであるが、平成21年4月16日、下関市豊浦町大字黒井字通門357-1他で混合廃棄物の不法投棄がされているのであるから、廃掃法第19条の3に基づく改善命令、同法第19条の5に基づく措置命令及び同法第19条の8に基づく除去命令をすべきであるにもかかわらず、これを怠った。上記規制権限不行使は地方公務員法第60条第1号違反に該当する。

第4 補足事項


1 本書面提出の経緯

本件については既に令和3年1月15日付で貴庁宛てに告訴状を提出し、同年6月14日付で加筆修正した告訴状を提出しているが、貴庁より、告訴事実について補正を求められたため、とりいそぎ、上記告訴事実第1ないし第3について補充すべく、本書面を提出した次第である。なお、各告訴事実の存在を立証する書証については既に貴庁に提出済みである。

2 告訴事実1についての補足

告訴事実1が存在することについては、既に貴庁に提出している通告書14、資料5、26、50、59において明らかとなっている。

3 告訴事実2についての補足

告訴事実2が存在することについては、既に貴庁に提出している別紙AないしC、資料54、56、61、72、73、74、83において明らかとなっている。^{24.} 2字加入 

4 告訴事実3についての補足

告訴事実3が存在することについては、既に貴庁に提出している通告書14、資料5、26、50において明らかとなっている。

以上